

# 神奈川県警察旗の制式及び取扱規程

〔 昭和 59 年 12 月 12 日  
神奈川県警察本部訓令第 15 号 〕

神奈川県警察旗の制式及び取扱規程を次のように定める。

## 神奈川県警察旗の制式及び取扱規程

( 趣旨 )

第 1 条 この訓令は、神奈川県警察旗 ( 以下「警察旗」という。 ) の制式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

( 警察旗の制式 )

第 2 条 警察旗の制式は、別表のとおりとする。

( 警察旗の使用 )

第 3 条 警察旗は、神奈川県警察が行う主要な行事等に使用するものとする。

2 所属長は、警察旗を使用しようとするときは、警察本部長の承認を受けなければならない。

( 警察旗の保管 )

第 4 条 警察旗の保管責任者は、総務課長とする。

2 総務課長は、警察旗の使用状況を明らかにするために、警察旗使用簿 ( 別記様式 ) を備え付けるものとする。

( 取扱いの適正 )

第 5 条 警察旗の取扱いに当たっては、汚損し、又はき損しないようにしなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 59 年 12 月 12 日から施行する。

別表 ( 第 2 条関係 )

警 察 旗 の 制 式

省 略